資料1

平成31年度 保険料率について

広報部鳥　けんぽん
©2018　協会けんぽ大阪支部

全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

目次

Ⅰ　平成31年度保険料率に関するこれまでの論点経過について
　１　論点について（平成30年9月13日運営委員会）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
　２　支部評議会の意見（平成30年10月～11月）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.3
　３　これまでの主な運営委員の意見（平成30年12月19日運営委員会）　・・・・・・・・P.4
　４　協会としての対応（平成31年1月8日支部長会議）・・・・・・・・・・・・・・・・・P.5

Ⅱ　協会けんぽの収支見込（医療分）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.6

Ⅲ　健康保険料率の設定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.7～P.11

Ⅳ　平成31年度大阪支部保険料率の算定方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.12～P.13

Ⅴ　介護保険の平成31年度保険料率について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.14～P.15

Ⅵ　平成31年度健康保険料率および介護保険料率の変更が及ぼす影響額について ・・ P.16

Ⅶ　平成31年度保険料率改定に係る広報スケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・ P.17

（参考）大阪支部１人当たり医療費（年齢調整後）の推移・・・・・・・・・・・・・・・ P.18

Ⅰ－１　平成31年度保険料率に関する論点について（平成30年9月13日運営委員会）

１．平均保険料率について

○　今後の５年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の推移などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、平成31年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

・今後の賃金上昇率について
①2017年度の協会けんぽ実績より、2018年度1.0%、2019年度0.8%と見込んだ。
②2020年度以降は、「中長期の経済財政に関する試算」などを参考に以下の３ケースの前提をおいた。

（単位：%）

	2020年度	2021	2022	2023
Ⅰ低成長ケース×0.5	1.3	1.25	1.35	1.35
Ⅱ0.6%で一定	0.6	0.6	0.6	0.6
Ⅲ0.0%で一定	0.0	0.0	0.0	0.0

・今後の医療給付費について（加入者一人当たり伸び率）
①協会けんぽ実績より、2018年度1.2%、2019年度3.0%（消費税引上げの影響を含む）と見込んだ。
②2020年度以降は、2015～2017年度（平均）の協会けんぽなどの次の年齢階級別医療費の伸びの平均（実績）を使用した。

（単位：%）

70歳未満	2.3
70歳以上75歳未満	▲0.7
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	0.3

２．激変緩和率について

○　３１年度の激変緩和率についてどのように考えるべきか。

・30年度の激変緩和率は7.2/10となっている。

・激変緩和措置の期限(32年3月31日）まで均等に引き上げる場合、毎年1.4/10ずつの引き上げが必要となる。

３．保険料率の変更時期について

○　31年度の料率変更時期は、４月納付分（31年3月分）からでよいか。

Ⅰ－２　平成31年度の保険料率に関する支部評議会の意見（平成30年10月～11月）

平成30年10月から11月にかけて開催した各支部の評議会での意見については、必ず提出を求めていたこれまでの取扱いを変更し、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。意見書の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見書の提出なし	9支部
意見書の提出あり	38支部
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	18支部
② ①と③の両方の意見のある支部	13支部
③ 引き下げるべきという支部	6支部
④ その他（平均保険料率に対しての明確な意見なし）	1支部

※激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期については、
4月納付分（3月分）以外の意見はなし。

Ⅰ－３　平成31年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見（平成30年12月19日運営委員会）

１．平均保険料率について

■ 平均保険料率10%を維持して、中長期的に安定した運営を行うべきである。また、加入者や事業主に対する周知と理解を得ることが重要である。

■ 協会けんぽには、国庫補助が入っているが、過去には保険料率の引下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたことがあるため、現行の平均保険料率10%は維持しなければならない。

■2040年以降、高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中、今後の協会けんぽの存続を考えると、短期的な準備金の状況だけを見て保険料率を下げるのは、世代間の負担の公平性や所得の再分配の観点から、将来世代につけを回してしまうという懸念がある。

■ 医療機関等への受診者の増加及び１人当たり医療費の増加が医療費増加の主な要因であるが、近年の医療費増加は、特に医療の高度化に伴う１人当たり医療費の増加に起因するところが大きい。そのような状況を踏まえると、中期的に考える必要があり、保険料率を下げることには疑問を感じる。

■ 被保険者の立場からすると、保険料率引下げとなれば喜ばしいが、現状を踏まえると、10%を維持することが妥当と考える。

■ 税や保険料の負担増の影響で事業所数が減少することのないよう、保険料率を下げられるときに下げるべきである。併せて、国庫補助率が引き下げられることがないよう、国に訴えていかなければならない。

■ 保険料率を議論するにあたっては、短時間労働者の適用拡大、高齢化に伴う医療費、拠出金の負担増、制度改正等、社会的な情勢を踏まえて議論しなければならない。

２．激変緩和率について

平成31年度の激変緩和率は8.6/10に引上げることで、特段の異論はなかった。

３．保険料率の変更時期について

平成31年４月納付分から変更するということについて、特段の異論はなかった。

Ⅰ－4　平成31年度の保険料率に関する協会としての対応（平成31年1月8日支部長会議）

≪１≫これまでの議論の経緯

- 平成29年12月19日の運営委員会における平成30年度保険料率の議論において、理事長より、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」旨の考えが示されている。

- 平成31年度の保険料率については、この理事長発言を踏まえつつ運営委員会では議論が進められた。

- 運営委員会における意見では、一部引き下げの意見もあったが、全体としては10%維持の意見であった。運営委員の主な意見は、平成31年12月19日の運営委員会に資料として提示。

- 支部評議会においては、理事長の示した考えを基に意見書の提出なしが9支部。一方、意見書の提出があった支部では、平均保険料率10%維持の意見が18支部、引き下げるべきとの意見が6支部となっている。

≪２≫協会としての対応

１．平均保険料率について

- 平成31年度の平均保険料率については、10%を維持する。

２．激変緩和率について

- 現行の解消期限（平成31年度末）を踏まえて計画的に解消していく観点から、8.6／10とすることを厚生労働省保険局長に要請した。

３．保険料率の変更時期について

- 平成31年４月納付分からとする。

Ⅱ　協会けんぽの収支見込（医療分）≪前年度の収支見込み（及び決算）との差について≫

（単位：億円）

		29年度	30年度		31年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (30年12月) (b)	30-29 (b-a)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月) (c)	31-30 (c-b)	
収入	保険料収入	87,974	91,314	3,340	96,572	5,257	24-30年度保険料率：　10.00%
	国庫補助等	11,343	11,850	507	12,110	261	31年度保険料率：　10.00%
	その他	167	179	12	600	421	
	計	99,485	103,343	3,858	109,282	5,939	
支出	保険給付費	58,117	60,206	2,089	64,373	4,167	
	老人保健拠出金	0	-	▲ 0	-	-	
	前期高齢者納付金	15,495	15,262	▲ 233	15,257	▲ 5	
	後期高齢者支援金	18,352	19,516	1,164	20,971	1,455	
	退職者給付拠出金	1,066	208	▲ 858	2	▲ 206	
	病床転換支援金	0	0	0	0	▲ 0	
	その他	1,969	2,745	777	3,489	744	
	計	94,998	97,937	2,938	104,092	6,155	○31年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率
単年度収支差		4,486	5,406	920	5,190	▲ 216	31年度均衡保険料率：　9.46%
準備金残高		22,573	27,979	5,406	33,169	5,190	

注）　端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

Ⅲ－１　都道府県単位の保険料率の設定のイメージ

都道府県単位の保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

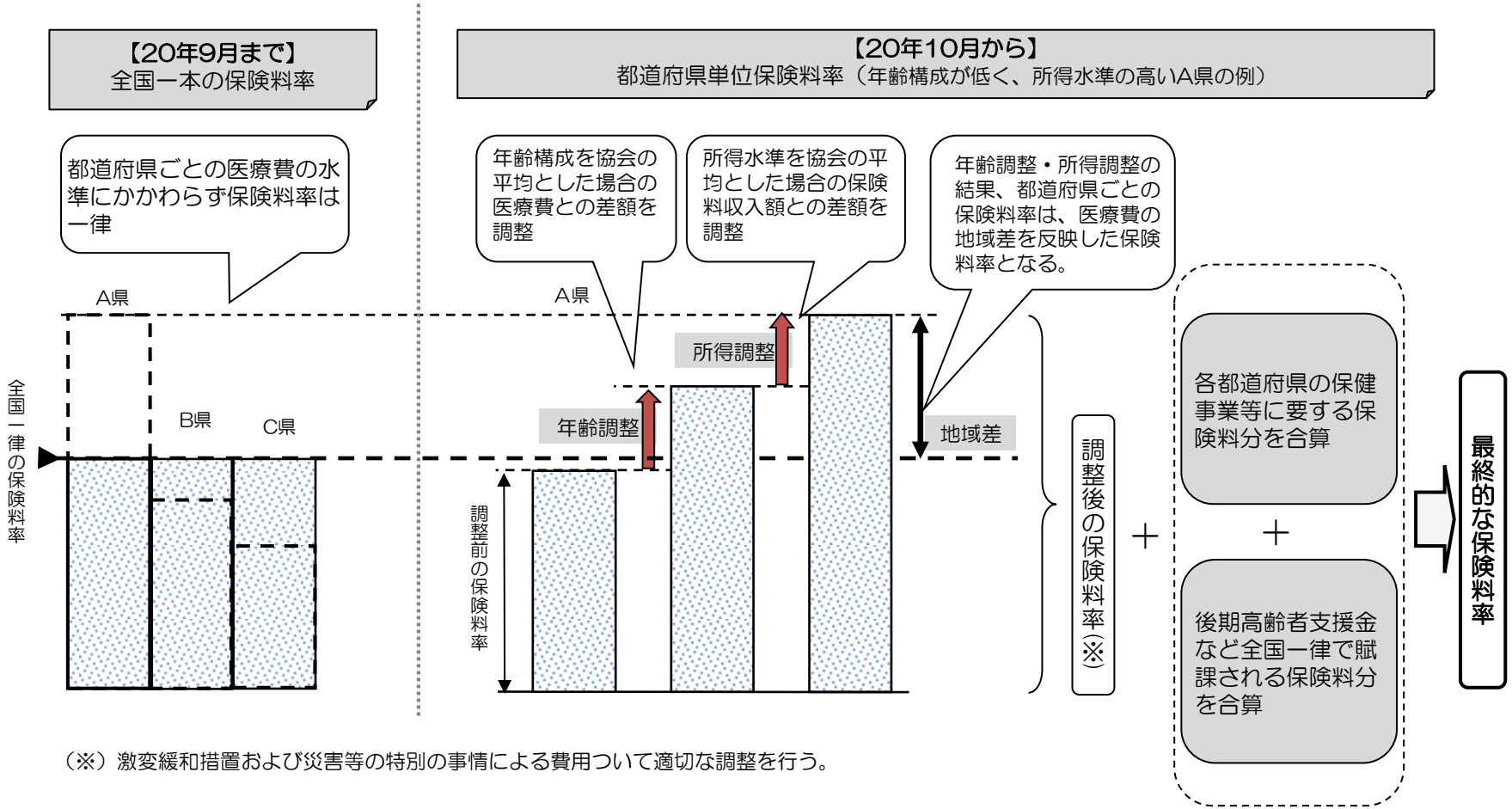

（※）激変緩和措置および災害等の特別の事情による費用ついて適切な調整を行う。

Ⅲ－２　都道府県単位保険料率の算定方法（精算調整除く）

都道府県単位保険料率 ＝ （**1号保険料率**：① 支部・医療給付等 ② 年齢調整額 ③ 所得調整額） ＋ （**2号保険料率**：後期高齢者支援金等、全国一律に賦課される額） ＋ （**3号保険料率**：支部保健事業等に要する費用の額等、協会が定める額） － （**収入等の率**：健康保険事業に要する費用のための収入等のうち支部ごとに協会が定める額）

支部総報酬額

※激変緩和措置および災害等特殊の特別の事情による費用については適切な調整を行う

年齢調整額とは

（全国平均の年齢階級別の加入者１人当たりの給付費に、支部の年齢階級別の加入者数を乗じた額） － （全国平均の年齢階級別の加入者１人当たりの給付費に、支部の加入者の年齢構成が全国平均とした場合の年齢階級別の加入者数を乗じた額（＝全国平均の加入者１人当たり給付費に、支部加入者数を乗じた額））

【年齢構成の高い支部　：　年齢調整額が正の値　⇒　年齢調整額を控除　⇒　保険料率が下がる】

所得調整額とは

（全国平均の加入者１人当たり給付費に、支部の加入者数を乗じた額） － （全国の給付費の総計を支部ごとの総報酬額で按分した額）

【総報酬額の低い支部　：　所得調整額が正の値　⇒　所得調整額を控除　⇒　保険料率が下がる】

（注）支部療養給付等から国庫補助相当分を控除して算定

Ⅲ－３　都道府県単位の保険料率算定の概要

- 都道府県単位の保険料率は、以下の費用を勘案して算出する。
- 各種費用の総額は、政府予算案を基礎に、国庫補助相当分を除外して、各支部比率により算出する。

【１号保険料】
支部の医療費±年齢調整額±所得調整額

【２号保険料】
高齢者医療等に要する額

【３号保険料】
支部保健事業、準備金等に要する額

【その他収入】
その他収入（保険料、国庫負担以外の収入）

【支部精算調整】
２年前の支部精算額

全国数値では

【１号保険料】
5,000,881百万円（料率にすると5.18%）

【２号保険料】
3,856,710百万円（料率にすると3.99%）

【３号保険料】
859,425百万円（料率にすると0.89%）

【その他収入】
61,477百万円（料率にすると0.06%）

【支部精算調整】
169百万円（償還金があり全国（国）では±０となる）

● 医療費に関する考え方について

給付等の内容	支部被保険者で負担（1号）	総報酬按分（2号）
療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費	○	
傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金		○
高額療養費、高額介護合算療養費	○	
前期高齢者納付金、後期高齢者支援金		○

※　上記の内容には、家族（被扶養者）に対する給付を含む。

● 特別の事情による費用の取扱について

特別の事情による各都道府県支部の医療費については、国民健康保険や後期高齢者医療制度における取扱い等を踏まえ、一定の基準により、全都道府県支部で等しく負担することとする。

≪特別な事情≫
① 災害による一部負担金の減免等がある場合
当該減免額が当該支部の総報酬額の１万分の１を超える場合、その超える額を全支部で等しく負担
（※省令１３５条の２第２項第１号）
② 原爆被爆者に係る医療費が多額である場合
③ 療養担当手当に係る額がある場合
④ その他特別の事情がある場合

● 激変緩和措置について

都道府県の単位料率が用いられることとなった際、いままでの全国一律からの移行にあたり急激な変更とならないよう、全国平均の保険料率と都道府県支部の料率のかい離幅を圧縮するための措置。

都道府県単位の保険料率の対象となるのは、１号保険料率のみであり、他は全国一律のため激変緩和措置の対象とはならない。

また、２年度前の精算分についても各支部の精算であることから、激変緩和の対象とはならない。

なお、激変緩和措置は平成３２年までの措置である。（徐々に本来の都道府県単位料率の姿に移行させる）

【激変緩和率の推移】

- 21年度　→　1.0／10
- 22年度　→　1.5／10
- 23年度　→　2.0／10
- 24年度　→　2.5／10
- 25・26年度　→　凍結
- 27年度　→　3.0／10（5月納付分から）
- 28年度　→　4.4／10
- 29年度　→　5.8／10
- 30年度　→　7.2／10
- 31年度　→　8.6／10

激変緩和措置のイメージ図

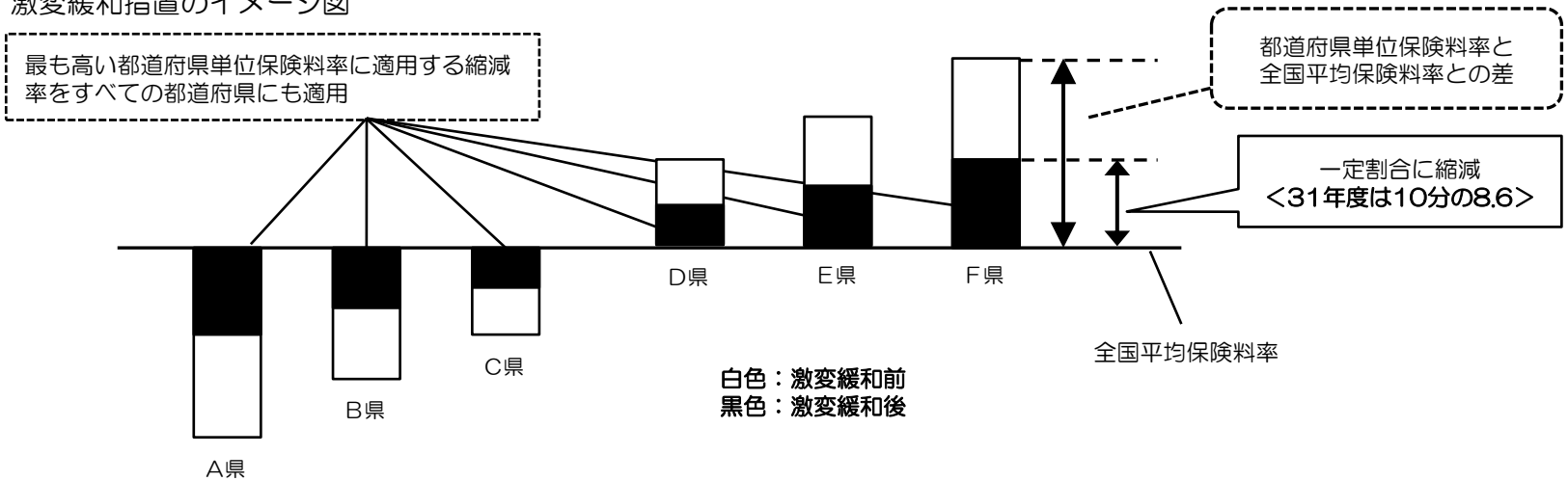

Ⅳ－１　平成31年度大阪支部保険料率の基本的な算定方法（精算調整除く）

大阪支部保険料率 ＝

１号保険料率	＋	２号保険料率	＋	３号保険料率	－	収入等の率
①支部・療養の給付等 ４３８,５３５百万円 ＋ ②年齢調整額 １２,１４７百万円 ＋ ③所得調整額 １３,３９９百万円		３,８５６,７１０百万円（現金給付費等および拠出金等） × ８,５８８,８１３百万円（支部総報酬） ÷ ９６,５５５,３９１百万円（全国の総報酬）		８５９,４２５百万円（協会業務経費・一般管理費、準備金積立ておよび雑支出等） × ８,５８８,８１３百万円（支部総報酬） ÷ ９６,５５５,３９１百万円（全国の総報酬）		６１,４７７百万円（貸付金返済収入、雑収入および日雇特例被保険者保険料収入等） × ８,５８８,８１３百万円（支部総報酬） ÷ ９６,５５５,３９１百万円（全国の総報酬）

支部総報酬額：８，５８８，８１３百万円

≪料率に換算すると≫

※ 保険料率を算出する際は計算の最終時点で四捨五入

支部料率 10.223% ＝ １号保険料率 5.403% ＋ ２号保険料率 3.994% ＋ ３号保険料率 0.890% － 収入等の率 0.064%

≪１号保険料率内訳≫

支部療養の給付 5.106% ＋ 年齢調整 0.141% ＋ 所得調整 0.156%

⇔ 0.224%

１号の全国平均 5.179%

※　年齢調整・所得調整ともに、全国平均の年齢構成・標準報酬比較であるため、支部の療養の給付（支部の１人あたり医療費）の大小とは関係しない。

Ⅳ－２　平成31年度大阪支部保険料率の激変緩和・精算調整反映について

≪激変緩和措置を反映させる≫

支部料率 10.192% ＝ １号保険料率 5.372% ＋ ２号保険料率 3.994 % ＋ ３号保険料率 0.890 % － 収入等の率 0.064 %

（大阪支部 １号保険料率 5.403 % － 全国平均 １号保険料率 5.179 %） × 激変緩和率 0.86 ＋ 全国平均 １号保険料率 5.179 %

≪さらに、精算調整を反映させる≫

支部料率 10.19% ＝ 激変緩和反映後 保険料率 10.192 % － 29年度精算分 169百万／支部総報酬額 0.002%

料率は、下３桁を
四捨五入して算出する

- 29年度精算分経費 ：169,008,923円
（※マイナスの場合は絶対値を加算する）

Ⅴ－１　介護保険の平成31年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

31年度は、30年度末に見込まれる不足分（401億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.73%（4月納付分から変更）とする。

（※ 31年度政府予算案では、介護納付金は1兆252億円と前年度比で122億円の増加の見込み）

（参考）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

1.57%から31年4月以降に1.73%へ引き上げた場合の31年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕　6,911 円　（67,814円　→　74,725円）　の負担増
〔月額〕　　512 円　（　5,024円　→　　5,536円）　の負担増

（注1）　標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.498月とした場合の負担を算出したものである。
（注2）　「年額」は31年度（12か月分）と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額によって算定したものである。

Ｖ－２　協会けんぽの収支見込み（介護分）

（単位：億円）

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 （30年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （30年12月）	
収入	保険料収入	8,680	8,665	10,169	29年度保険料率：1.65% 30年度保険料率：1.57% 31年度保険料率：1.73%
	国庫補助等	1,174	879	504	
	その他	0	0	0	
	計	9,854	9,545	10,673	
支出	介護納付金	9,858	10,130	10,252	
	その他	0	18	0	納付金対前年度比 ⇒　+122
	計	9,858	10,148	10,252	
単年度収支差		▲５	▲６０３	４２０	
準備金残高		２０２	▲４０１	１９	

※）端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

Ⅵ　平成31年度健康保険料率および介護保険料率の変更が及ぼす影響額について

○ 平均保険料率10%、激変緩和率8.6/10の場合、大阪支部における変化
～標準報酬月額30万円の被保険者の場合～

健康保険料率		30年度	10.17%
		31年度	10.19%
	現在からの変化分	料率	+0.02%
		金額	+60円
		（被保険者負担分）	+30円
介護保険料率		30年度	1.57%
		31年度	1.73%
	現在からの変化分	料率	+0.16%
		金額	+480円
		（被保険者負担分）	+240円

※ 数値は、政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。

Ⅶ　平成31年度保険料率改定に係る広報スケジュール

	平成31年1月	2月	3月	4月
ホームページ （メールマガジン）	【1月上旬～】 料率の見通しを告知	料率認可 【2月上旬～】 料率についてわかりやすく説明 ★ 1/31　運営委員会を受け、本部ホームページに料率改定の概要（見通し）を掲載 ★ 認可を受けて、本部ホームページに料額表を掲載		
関係団体等		【2月中旬～】 ◆ 大阪府商工会連合会、大阪商工会議所、大阪府中小企業団体中央会、大阪市工業会連合会、社労士会、税理士会、連合大阪の機関紙等に料率改定案内掲載 ◆ 健康保険委員へ料率改定案内送付 ◆ 日本年金機構府内事務所へ料率改定説明（所長会議・各年金事務所）		
マスメディア			【3月～】 ◆ 新聞広告掲載 ◆ 大阪府ホームページバナー広告掲載 ◆ 府政だよりに広告掲載	
加入者・事業主・任意継続加入者へのお知らせ		リーフレット ◆ 事業所及び任意継続被保険者に直接送付 ◆ 関係機関・関係団体等に送付 ◆ 支部・年金窓口での配布 ポスター ◆ 支部・年金事務所窓口への掲示 ◆ 関係機関等へ送付 納入告知書に料額表同封 任継加入者へチラシ同封	納入告知書にチラシ同封 任継加入者へチラシ同封	

（参考）大阪支部１人当たり医療費（年齢調整後）の推移
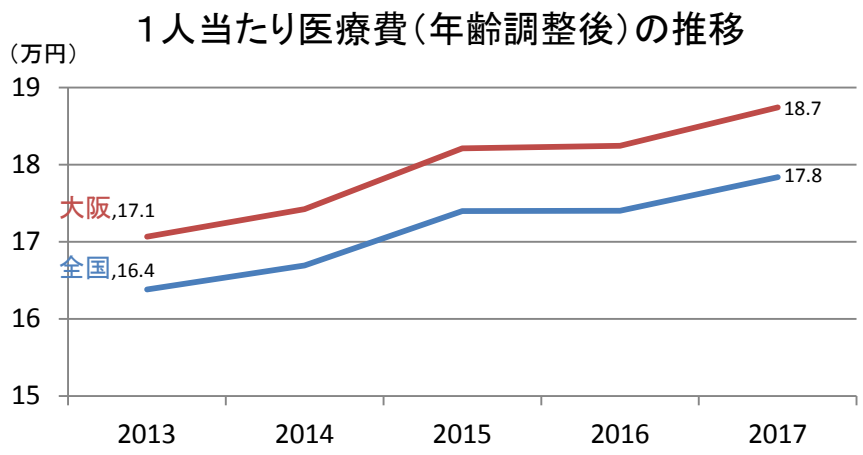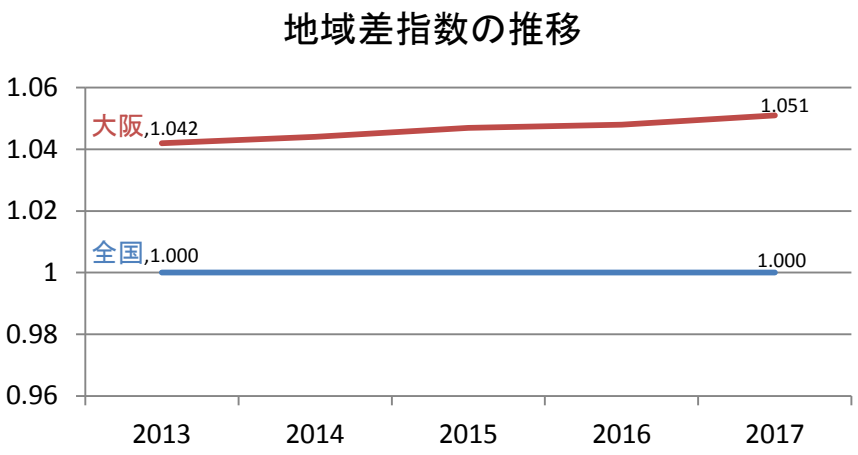
項目	2013	2014	2015	2016	2017
１人当たり医療費	170,684円	174,253円	182,133円	182,440円	187,450円
全国平均に対する比率（地域差指数）	1.042	1.044	1.047	1.048	1.051
所要保険料率（年齢所得調整前）	―	―	5.16%	5.13%	5.19%
保険料率	10.06%	10.06%	10.04%	10.07%	10.13%